

名称等	子育て世帯訪問支援事業に係る消費税の取扱いの誤りに ついて
担当	市民福祉部 こども未来創造課 担当職員 課長 山岡 祥子 直通 055-934-4842 内線 2151

- 1 要 旨** 子育て世帯訪問支援事業の費用については、法改正により令和6年4月1日から消費税を非課税として取り扱わなければならないところ、誤って課税として取り扱ってしまったことにより、サービス利用者から多く利用料を徴収し、受託事業者に多く委託料を支払ってしまう事案が発生しました。
- 2 内 容** 令和6年9月20日に事務担当者が課税により取り扱っていることが誤りであることに気づき、税務署にも確認したところ、令和6年4月1日以降の役務提供から、非課税扱いとすべきことが判明したものです。
- 3 原 因** 消費税が非課税扱いとなる事業であることについての確認が不十分であったため。
- 4 対象者・影響額** 利用者17人 3,300円(受託事業者による利用者からの利用料過徴収額)  
受託事業者5者 26,290円(市の事業者への消費税分としての委託料過払額)
- 5 今後の対応** 受託事業者に説明して過払額の市への返還を求めるとともに、利用者から徴収した過徴収額分の返還対応を依頼する。
- 6 対 策** 事務処理に当たっては、制度改正等の有無の把握を含め、複数人での確認、細心の注意を払って事務手続きを行うことで再発防止を図ります。